

別表 2

温泉法第 3 条第 2 項に規定する権利を有することの証明は、それぞれの次の書類の添付があれば適当である。

申請者		土地所有者が掘削する場合	他人の土地を掘削する場合
申請地			
私有地		1.土地の登記事項証明書 2.共有地の場合は民法第 251 条の規定による共有者全員の同意書	1.土地の登記事項証明書 2.土地所有者との間に交換された掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を内容とした契約書等の写し 3.農地又は採草放牧地の場合は、農地法第 5 条の許可書又は申請書の写し
公有地 (県、市、町、村、財産区等)		土地の登記事項証明書	1.土地の登記事項証明書 2.公有地所有者が発行した掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を内容とした書類の写し(通常土地賃貸借契約書)
国有林野		自己所有地であることを証する書類	1.掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を内容とした内諾書の写し 2.国有林野使用許可書又は国有林野貸付契約書を有している場合はその写し
河川敷地	国有地	自己所有地であることを証する書類	掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を内容とした許可書の写し(通常河川敷地占用許可書)
	私有地	土地の登記事項証明書	1.土地の登記事項証明書 2.土地所有者との間に交換された掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を内容とした契約書等の写し
海岸保全区域 漁港区域 港湾区域	国有地	自己所有地であることを証する書類	掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を内容とした許可書の写し(通常占用許可書)
	私有地	土地の登記事項証明書	1.土地の登記事項証明書 2.土地所有者との間に交換された掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を内容とした契約書等の写し